

「第6次 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画（案）」の概要

1 計画の位置付け

- 本計画は、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」に基づき、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。
- 平成19年9月に第1次計画を策定した後3年ごとに改定しており、令和4年度から第6次計画となりますが、今後は5年ごとに改定します。
- 第6次計画については、第5次計画を基に、犯罪情勢や、学識経験者と公募委員などで構成する「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会」において頂いたご意見を踏まえながら見直しを行い、策定します。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 主な見直し点

- 計画期間
3年から5年に変更（ただし、時勢など必要に応じて適時見直し）
- 計画の内容
昨今の犯罪情勢から本計画に求められている取り組みについて、より具体的な内容に変更する等、見直しを行いました。
 - 各区の特徴と犯罪発生傾向を分析し、区ごとの重点取り組み事項を充実させました。
 - 「防犯力の高い地域社会づくり」の推進方策の項目への具体的な内容の記載
次の2つの項目などについて具体的な内容を記載しました。
 - ・ 高齢者の安全確保
 - ・ 犯罪被害者等に対する支援
- 数値目標
第5次計画での達成状況を踏まえ、同数、又はより高い目標を設定しました。

指標	計画	第5次計画目標	第6次計画(案)目標
		達成状況	
市主催（共催を含む）による街頭防犯活動の実施回数	年104回	年104回	年128回
	(3年間平均)106回		
防犯講習会開催数	年156回	年156回	年156回
	(3年間平均)147回		
にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数	205団体	205団体	245団体
	(R2年度末)209団体		
青色回転灯装備車委嘱団体数	24団体	24団体	24団体
	(R2年度末)18団体		

4 第6次計画（案）の概要

【目標】

犯罪のない誰もが安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現

【基本的方向】

第1 防犯意識の高いひとづくり

【推進方策】

1 防犯意識の高揚 2 ひとづくり 3 子どもへの教育

第2 防犯力の高い地域社会づくり

1 市民等の防犯活動の促進 2 地域の特性に応じた対策
3 防犯上の配慮を要する者の安全確保 4 犯罪被害者等に対する支援

第3 犯罪が起きにくいまちづくり

1 学校等における防犯性の向上
2 通学路等における防犯性の向上
3 公共施設の防犯性の向上
4 道路、公園、駐車(輪)場における防犯性の向上
5 住宅における防犯性の向上
6 店舗等における防犯性の向上
7 防犯カメラ設置者への啓発・普及
8 空地・空家における措置
9 セーフティゾーンでの施策の推進
10 薬物乱用防止対策の推進
11 暴力団排除の推進
12 関係機関・団体との連携の強化

5 パブリックコメント実施期間

令和3年12月15日から令和4年1月13日までの30日間